

会 員 各 位

一般社団法人 日本船舶電装協会

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育のご案内について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の業務遂行にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

貴社におかれましては、日頃から社員の労働安全衛生の向上に取り組まれていることと存じますが、厚生労働省は、2018年6月に、労働安全衛生法施行令・省令等を一部改正し、2019年2月1日以降、定められた作業においてフルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）を労働者に使用させることや、当該労働者に対し特別教育を行うことが事業者には義務付けられました。

このため、当会では（公財）日本財団の助成事業として、会員事業者を対象に従業員の労働安全衛生の向上を目的とする「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を行います。本年度はご案内の3ヶ所にて開催いたしますので、この機会に受講されるようご案内いたします。

1. 改正のポイント

- (1) 2019(平成31)年2月1日より、6.75mを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものとなりました。
(注1) 6.75mは規格に定める最大の自由落下距離(4m)およびショックアブソーバーの最大の伸び(1.75m)の合計値に1mを加えた数値
(注2) 6.75m未満では製品の落下距離に応じて器具を選択する。
- (2) 「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に従事する者には、特別教育の受講が義務付けられました。
- (3) 「墜落制止用器具」(墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落を制止する器具)は、従前の「安全帯」とは異なります（[参考]のとおり）。

2. 受講対象者

高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（※ロープ高所作業に係る業務には、別途「ロープ高所作業の特別教育」があります。）を行う者として会員事業者が受講を命じた者

3. 日時・会場

日時	開催地	会場
2025年1月30日(木)	宮城県気仙沼市	東日本大震災遺構・伝承館 研修室 B 〒988-0246 宮城県気仙沼市波路上瀬 向 9-1 TEL : 0226-28-9671
2月6日(木)	山口県下関市	海峡メッセ下関 805 会議室 〒750-0018 山口県下関市豊前田町3丁目3-1 TEL : 083-231-5600
2月20日(木)	石川県金沢市	金沢商工会議所 研修室 1C 〒920-8639 石川県金沢市尾山町9番13号 TEL : 076-263-1151

4. スケジュール(下関、金沢)

時間	科目 (範囲)
9:00	受付・説明
9:30	作業に関する知識 (1時間) ・作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ・作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ・作業の方法
10:30	労働災害の防止に関する知識 (1時間) ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・落下物による危険防止のための措置 ・感電防止のための措置 ・保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ・事故発生時の措置 ・その他作業に伴う災害及びその防止方法
11:30	関係法令 (30分) ・安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項
12:00	(昼食休憩)
13:00	フルハーネス型安全帯に関する知識 (2時間) ・フルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ・フルハーネスの装着の方法 ・ランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ・点検及び整備の方法 ・関連器具の使用方法
15:00	フルハーネス型安全帯の使用法等 (実技 1.5時間) ・フルハーネスの装着方法 ・ランヤードの取付け設備等への取付け方法 ・墜落による労働災害防止のための措置 ・器具の点検及び整備の方法
16:30	終了

スケジュール(気仙沼)

時間	科目 (範囲)
9:30	受付・説明
10:00	作業に関する知識 (1時間) <ul style="list-style-type: none"> 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法
11:00	労働災害の防止に関する知識 (1時間) <ul style="list-style-type: none"> 墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法
12:00	関係法令 (30分) <ul style="list-style-type: none"> 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項
12:30	(昼食休憩)
13:30	フルハーネス型安全帯に関する知識 (2時間) <ul style="list-style-type: none"> フルハーネス及びランヤードの種類及び構造 フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 点検及び整備の方法 関連器具の使用の方法
15:30	フルハーネス型安全帯の使用法等 (実技 1.5時間) <ul style="list-style-type: none"> フルハーネスの装着方法 ランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 器具の点検及び整備の方法
17:00	終了

- 講師：日本船舶電装協会（作業知識、労働災害の防止に関する知識、関係法令）
株式会社谷澤製作所（安全帯に関する知識、安全帯の使用の方法）
- 受講資格：特になし
- 定員：各会場 20～30名を予定
- 修了証：全科目を受講された方には修了証を発行いたします。（イメージ図）

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了証	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了科目と時間</p> <p><学科教育> 作業に関する基礎知識(1時間) 墜落制止用器具に関する基礎知識(2時間) 労働災害の防止に関する基礎知識(3時間) 関係法令(0.5時間)</p> <p><実技教育> 墜落制止用器具の使用法等(1.5時間)</p>
●氏名 ●生年月日 ●修了番号 ●修了年月日 ●会社名 上記の者は、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育が修了したことを証します。	<div style="border: 1px dashed gray; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 本人写真 </div>
一般社団法人 日本船舶電装協会	

9. 申込締切日：申込書に記載のとおり

10. 受講料：3,300 円／1 名（消費税 10%込み・消費税込み、テキスト代、修了証含む）

11. 申込み及び受講料の支払い

【受講料の支払い】

申込書と共に「現金書留」で送付していただくか、申込書を送付した後に「銀行振込み」又は「郵便振替」によりご送金下さい。

振込等によりご送金いただく場合は、申込書にご送金予定日をご記入願います。

振込先 口座名 一般社団法人 日本船舶電装協会

シヤ) ニホンセンパクデンソウキョウカイ

三菱UFJ銀行 本店 普通預金 7644207

三井住友銀行 東京公務部 普通預金 389180

みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金 1965512

郵便振替 00150-6-144764

* 振込手数料は貴社にてご負担下さい。

適格請求書発行事業者登録番号: T3010405010607

【申込書の送付先】

〒 105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目11番2号

日本財団第二ビル 5階

一般社団法人 日本船舶電装協会 技術部

電話：03-3504-0858 FAX：03-3504-0856

【参考】 墜落制止用器具に係る質疑応答（厚労省）から一部抜粋

◆安全带と墜落制止用器具はどう違うのか。

(答) 「墜落制止用器具」には、従来の「安全带」に含まれていたワークポジショニング（身体を作業箇所を保持すること）用の器具である旧規格の U 字つり用胴ベルト型安全带は含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全带」、「一本つり胴ベルト型安全带」、「ハーネス型安全带」といった用語を使用することは差し支えありません。

◆施行日(2019年2月1日)以降、一本つりの胴ベルト型は高さ 6.75 メートルを超える箇所で使用できなくなるのか。

(答) 胴ベルト型墜落制止用器具(いわゆる、新規格に適合する胴ベルト)は使用できません。

◆施行日(2019年2月1日)以降、U字つり用胴ベルトは使用できなくなるのか。

(答) U字つり用胴ベルトについては、ワークポジショニング用の器具として使用することは差し支えありませんが、施行日（2019年2月1日）以降、墜落制止用器具には該当しませんので、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落制止用器具（フルハーネス型又は一本つり胴ベルト型（高さ 6.75 メートル）を超える箇所ではフルハーネス型）との併用が必要になります。

◆高さ 6.75 メートルを超える箇所での作業と、高さ 6.75 メートル以下の箇所での作業が混在するとき、常時フルハーネス型を使ってもよいか。

(答) 問題ありません。

◆高さ 2 メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないのか。

(答) 法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う業務」に従事する作業者に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所においての作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務付けられません。

なお、旧規格に適合しているフルハーネス型安全带を使用して、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて作業を行う場合においても、特別教育は必要です。

◆特別教育を受けた者でなければフルハーネス型の使用はできないのか。

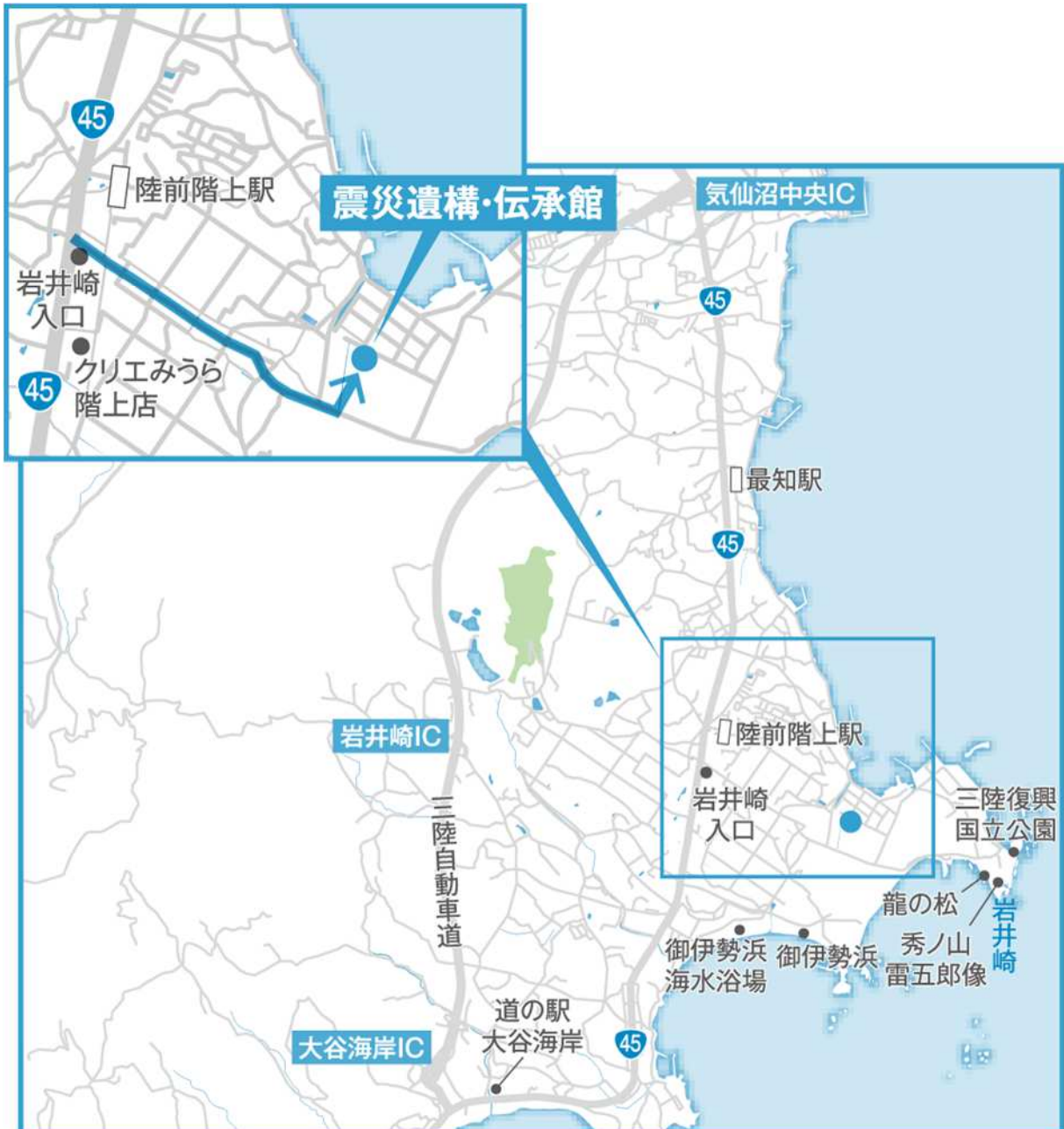
(答) 特別教育を受講されていない方であっても、作業床が設けられた箇所での作業ではフルハーネス型を使用できます。

2024 年度フルハーネス型安全帯使用作業特別教育会場

<気仙沼会場>

日時：2025 年 1 月 30 日（木）

会場：東日本大震災遺構・伝承館 研修室 B（宮城県気仙沼市波路上瀬 向 9-1）
はじかみせむかい



<下関会場>

日時：2025年2月6日(木)

会場：海峡メッセ下関 805 会議室 (山口県下関市豊前田町3丁目3-1)



<金沢会場>

日時：2025年2月20日(木)

会場：金沢商工会議所 研修室 1C (石川県金沢市尾山町9番13号)



※ 受講番号

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育申込書				
				年 月 日
申 込 者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	本人氏名		役職名	
	(所属事業場名)			
	(代表者氏名)	印		
	(所在地)			
	(連絡担当者)	(電話番号)		
受 講 希 望 地 (○を付けて下さい。)	開催地	会場名	実施日	申込締切日 (必着)
	1. 気仙沼市	東日本大震災遺構・伝承館 研修室 B 気仙沼市波路上瀬向 9-1 TEL:0226-28-9671	2025 年 1 月 30 日(木)	1 月 23 日(木)
	2. 下関市	海峡メッセ下関 805 会議室 山口県下関市豊前田町 3-3-1 TEL:083-231-5600	2025 年 2 月 6 日(木)	1 月 30 日(木)
	3. 金沢市	金沢商工会議所 研修室 1C 石川県金沢市尾山町 9 番 13 号 TEL:076-263-1151	2025 年 2 月 20 日(木)	2 月 13 日(木)
顔写真貼付欄		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 上端のりづけ (カラー) </div>		
・申込み前6ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの (カラー タテ 3.0cm・ヨコ 2.4cm) ・写真の裏面に氏名を記入して下さい				
受 講 料 (金額は消費税込み)		1名につき 3,300 円 別途送金の場合: 送金予定日 月 日 (銀行振込・郵便振替)		

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。